

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」の「別添資料11 業務実施契約(単独型) 公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限(時刻)までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知 : 2023年8月25日(金)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。
- ◇ 評価結果説明の取り止め : 2023年6月30日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
- | | |
|------------------|-----|
| ① 業務実施の基本方針 | 16点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4点 |
- (2) 業務従事者の経験能力等 :
- | | |
|----------------|-----|
| ① 類似業務の経験 | 40点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8点 |
| ③ 語学力 | 16点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16点 |

(計 100 点)

類似業務経験の分野	廃棄物管理に係る各種業務
対象国及び類似地域	バングラデシュ及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

バングラデシュでは、急速に進む都市化や工業化に伴い、都市部における廃棄物増加、大気汚染、水質汚濁など、悪化する都市環境への対応が緊急の課題となっている。行政機関の予算制約や行政官の能力不足等により、経済発展と環境保全の両立に向けた包括的なアプローチが取られておらず、環境行政の推進が喫緊の課題となっている。

JICA は 2003 年から南北ダッカ市を中心とした廃棄物管理改善支援を開始し、開発調査、技術協力プロジェクト、無償資金協力、海外協力隊派遣等、複数のプロジェクトを組み合わせ、ソフトとハードの両面から包括的かつ段階的に廃棄物管理分野の支援を行ってきた。目標年次を 2015 年とする「クリーンダッカ・マスタープラン」の策定（開発調査 2003-2006）、人材育成・組織制度構築支援及びマスタープラン実施支援（技術協力プロジェクト 2007-2013）、2 度に亘る無償資金協力（2009 年、2015 年）に続き、技術協力「南北ダッカ市及びチッタゴン市廃棄物管理能力強化プロジェクト（2017-2022）」においては、「南北ダッカ市のマスタープラン改訂」、「収集運搬システムの導入・運営支援」、「ごみ減量対策としてのごみ分別パイロットプロジェクトの実施」、「チョットグラム市における医療小型焼却炉の導入」等が行われた。ワード・ベースド・アプローチ (Ward-based Approach、WBA) による現場主導の参加型廃棄物管理の推進等により、南北ダッカ市において廃棄物収集率（推定ごみ発生量に対するごみ収集量の比率）は 44%（2004 年）から 82%（2020 年）に向上するなど廃棄物管理システムは大幅に改善している。

しかしながら、同国の廃棄物発生量は南北ダッカ市及びチッタゴン市の何れにおいても 3,000 トン/日を越えており、廃棄物量が増大している。収集率の向

上も寄与して処分場への搬入量が増加し、最終処分場がひっ迫しており、既存処分場の残余年数は数か月から数年との算定結果が出ている。既存処分場の拡張及び新規処分場の確保の取り組みを進めているものの、経済発展が著しい同国において候補地選定は容易では無く、さらに土地の取得手続きや住民の合意に長期間を要する等の課題がある。そのため、発生抑制・分別収集・中間処理・リサイクルといった手段を導入し、処分場搬入量の減容化及び減量化を推進することが急務となっている。特に発生抑制・分別収集の導入にあたっては、これまで以上に行政と住民が足並みを揃え協働して取り組む必要があり、行政が市民の信頼を得ながら 3R を推進していくことが求められている。

バングラデシュ政府は、第 8 次 5 か年計画（2020-2025）において、持続可能な成長のための取り組みとして廃棄物管理の改善と循環型社会の導入を位置づけている。廃棄物の統合的な管理に向けた戦略として、民間収集の奨励、分別・リサイクルの普及啓発、3R 推進及び 3R に関連する投資促進、廃棄物発電の活用、有機ごみのコンポスト化が挙げられている。また、気候変動対策の緩和策に資するために実施されるべき行動の一つとして「Managing Solid Waste」が記載されており、「政府は全ての主要都市における廃棄物処理施設の建設にコミットし、廃棄物由来の発電プラント（廃棄物発電）の整備と官民双方への経済的インセンティブの付与に対してコミットする」としている。南北ダッカ市は、これまでの JICA の支援を受け、15 年間の包括的かつ統合的な廃棄物管理計画である「ニュークリーンダッカ・マスタープラン（2018-2032）」をそれぞれ策定し、3R 推進を含む廃棄物削減計画や優先プロジェクトの検討・実施が進められている。チョットグラム市においても、南北ダッカ市と同様に包括的なマスタープランの策定を検討中であり、廃棄物管理局の設立や中間処理・リサイクル施設の導入検討も進められている。

以上のような背景から、北ダッカ市、南ダッカ市、チョットグラム市の 3 市からそれぞれ、循環型社会の実現に向けたマスタープラン策定及びマスタープランに基づくごみ減量及び 3R 推進に係る能力強化について技術協力の要請があった。主なカウンターパート機関は北ダッカ市、南ダッカ市、チョットグラム市となるが、中央政府では、地方自治地域開発省地方自治局（LGD）が監督省庁、環境・森林・気候変動省環境局（DOE）が関係省庁となることを想定している。

この要請を受けて JICA は本詳細計画策定調査を実施することとし、協力要請の背景・内容を確認し、先方関係機関との協議を経て、協力計画（PDM（Project

Design Matrix) 案、PO (Plan of Operations) 案含む) を策定するとともに先方関係機関に求める負担事項等を確認する。また、本プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報を収集、分析することを目的とする。

なお、本調査は別途同国から要請のあった「大気質管理能力向上プロジェクト」に係る詳細計画策定調査との合同調査として実施する。環境管理分野における課題別事業戦略 (JICA グローバル・アジェンダ) である「JICA クリーン・シティ・イニシアティブ」の観点も踏まえ、これら 2 プロジェクトを一体的に捉えクリーン・シティの実現に取り組むものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者及び JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、本業務従事者は 2 案件の合同調査団の一員だが、担当業務は廃棄物管理分野のプロジェクトに限定される。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間 (2023 年 9 月上旬～2023 年 9 月下旬)
 - ① 要請背景・内容を把握 (要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析) の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じ、バングラデシュ側関係機関 (C/P 機関等) に対する質問票 (案) (英文) を作成し JICA に提出する (JICA を通じて現地業務開始前に先方関係機関等へ配布する予定です)。
 - ② プロジェクトの PDM 案、PO 案の担当分野関連部分を検討する。
 - ③ 「カテゴリ B 案件報告書執筆要領 (2023 年 5 月)」(貸与資料) の記入項目および上記①を踏まえて、調査方針を検討する。
 - ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。
- (2) 現地業務期間 (2023 年 9 月下旬～2023 年 10 月中旬)
 - ① JICA バングラデシュ事務所等との打合せに参加する。
 - ② バングラデシュ側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他団員による取りまとめに協力し、個別の面談議事録ドラフト (和文) を原則として面談の翌日

までに作成し調査団内で共有する。

- ③ 事前に配布した質問票への回答回収や上記②を通じ、担当分野に係る情報・資料を収集し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
- ア) 先方政府廃棄物管理管轄省庁及び各市の廃棄物管理事業実施機関の体制（組織図、所掌業務、部署別人数、予算、事業内容等）、中央・地方の役割分担と連絡調整／指揮命令／予算執行体制
（本項目は JICA が別途契約する評価分析団員と協力して現状把握を行う。）
 - イ) 廃棄物管理に関する中央政府と各市レベルの政策・法令・条例・計画等の法制度体系
（本項目は JICA が別途契約する評価分析団員と協力して現状把握を行う。）
 - ウ) 各市の廃棄物管理に関する定量的データ（対象とする廃棄物の発生源の種類、廃棄物総発生量 (ton/day)、収集量 (ton/day)、収集方法及び収集頻度、収集サービス・カバー率（＝[収集サービスを受けている人口または世帯数]/[対象地域の総人口または世帯数] (%)）、収集率（＝ [対象地域の総収集量]/[対象地域の推定総発生量] (%)）、発生原単位 (kg/capita/day)、廃棄物組成、リサイクル量（可能な限り有価物種類毎の回収量、コンポスト化量）、最終処分量（衛生埋立処分場への埋立量及びオープンダンプサイトへの投棄量）等）
なお、各データの出所を明記のこと
 - エ) 廃棄物管理施設（ガレージ、修理工場、中継所、中間処理施設、埋立処分場、オープンダンプサイト、その他）及び各施設の主要機材のリスト
 - オ) 廃棄物管理事業活動の公的機関から民間へのアウトソーシングの状況
 - カ) 廃棄物管理事業に係る財政状況、収集料金、処理料金
 - キ) 医療施設等から排出される感染性廃棄物の一般廃棄物管理フローへの混入状況及び処理状況
 - ク) その他の有害廃棄物の一般廃棄物管理フローへの混入の有無及び処理状況

- ケ) 廃棄物管理に関するインフォーマル・セクター（ウェイストピッカー及びインフォーマル・リサイクラー）の活動・関与状況
 - コ) 廃棄物管理に関する NGOs 等の活動・関与状況
 - サ) 廃棄物に由来する不法投棄問題、ごみ散逸、野焼き、公衆衛生問題、大気・水質・土壌・生態系等への環境汚染問題が認められあるいは報道等によって知られている場合はその概要
 - シ) 廃棄物管理に関する民間事業者（静脈産業等）の事業の概況
 - ス) これまでに実施してきた日本の協力の概要、その成果の活用状況、インパクトと教訓、日本の地方自治体／民間事業者との連携可能性
 - セ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（世界銀行、ADB、AIIB、韓国等）及び民間事業者（PPP 事業等）による活動動向、連携の可能性
 - ソ) 本プロジェクトにおける DX 技術の活用可能性（ICT を活用した廃棄物データ管理、ドローン活用による最終処分場の残余年数算定等）
 - タ) 現地再委託を請け負う可能な組織、業務実施単価に関する情報
 - チ) 各市の廃棄物管理に関する資料、行政文書、報告書、学術論文、マスメディアでの主要記事ほか参考となる文献（文献リストと文献コピー）
- ④ プロジェクトの活動に係る協議に参加し、バングラデシュ側からの意見について、廃棄物管理の観点からコメントし、論理的な結論が見出せるよう支援する。
- ⑤ 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月公布）及び環境社会配慮カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2023年5月）に基づき、以下の調査を行う。
- ア) 環境影響評価制度、住民移転・用地取得に係る法制度概要の調査
 - イ) 予備的スコーピングの実施及びそれに基づく環境社会配慮の TOR 案の作成
 - ウ) 情報公開用の環境社会配慮調査結果（英文）の作成
- ⑥ 本プロジェクトは気候変動対策（緩和策）に資する可能性があるため、以下についても情報収集、検討を行う。
- ア) 開発と気候変動対策の統合的実施の観点から、本プロジェクトとバングラデシュ国の「自国が決定する貢献」（NDC: Nationally

Determined Contributions)との整合性の確認と気候変動対策に資する活動の検討

イ) GHG 排出量の削減に繋がる適切な中間処理、最終処分技術の改善や廃棄物の再利用、リサイクル等のコンポーネントの検討、JICA Climate-FIT 緩和版(18. 廃棄物中間処理・嫌気発酵等)を参照の上、プロジェクト実施による GHG 排出削減量の推計

- ⑦ 担当分野に係る M/M (Minutes of Meetings) 案、PDM 案、PO 案、R/D (Record of Discussions) 案の作成に協力する。
- ⑧ バングラデシュ政府の承認手続きである TAPP(Technical Assistance Project Proposal)について情報収集し、担当分野に係る作成支援を行う。
- ⑨ 担当分野に係る現地調査結果を JICA バングラデシュ事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間(2023年10月下旬~2023年11月上旬)

- ① 帰国報告会、社内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② 担当分野に係る事業事前評価表(案)作成に協力する。
- ③ 担当分野に係る詳細計画調査報告書(案)を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書

2023年11月10日(金)までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)を添付し、電子データにて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2022年4月-2023年4月追記版)」(以下同じ)の

「X. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇄バンコク／シンガポール⇄ダッカを標準とします。見積時点で渡航可能な現実的な経路で計上してください。

(2) その他留意事項

- 1) バングラデシュ国内における宿泊については、安全管理対策上の理由から JICA が宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律 13,500 円／泊として計上してください。また、滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の逡減は適用しません。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は 2023 年 9 月 26 日～10 月 20 日を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に 2 週間程度先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。なお、本業務従事者は 2 案件の合同調査団の一員ですが、担当業務は廃棄物管理分野のプロジェクトに限定されます。

ア) 総括 (JICA)

イ) 廃棄物管理計画 (JICA)

ウ) 大気汚染対策計画 (JICA)

エ) 協力企画 (JICA)

オ) 廃棄物管理／環境社会配慮 (本コンサルタント)

カ) 大気汚染対策 (JICA が別途契約するコンサルタント)

キ) 評価分析 (JICA が別途契約するコンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA バングラデシュ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ・バングラデシュ国内移動：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）、バングラデシュ国内移動（ダッカ⇄チョットグラム）にかかる手配・提供
- エ) 通 訊 備 上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部環境管理第一チームから配付しますので、代表アドレス (gegem@jica.go.jp) 宛にご連絡ください。

- ・ 案件概要表（案）
- ・ 要請書
- ・ バングラデシュ国「環境管理アドバイザー」業務関連資料

- ② 本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・ 南北ダッカ市及びチッタゴン市廃棄物管理能力強化プロジェクト事業完了報告書(2022年5月)
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000047827.html>
- ・ 南北ダッカ市の廃棄物焼却発電導入に係る情報収集・確認調査最終報告書(2022年2月)
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000047039.html>
- ・ 効率的・衛生的な廃棄物圧縮貯留システム構築にかかる案件化調査業務完了報告書(2022年10月)
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000048909.pdf>

③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica. go. jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022 年 4 月 1 日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則 (2022 年 4 月 1 日版)」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA バングラデシュ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具

体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上